

こんにやくゼリーの製造、販売及び輸入に関する決議（案）

平成二十年十月一日

自由民主党政務調査会

消費者問題調査会

本年、九月二十日、一歳九ヶ月の幼児が、こんにやくゼリーを喉に詰まらせて窒息により亡くなった。同様の死亡事故は、平成七年以降十七件発生しており、幼児や高齢者が犠牲となっている。諸外国では、既に、同様の事故を契機にこんにやくゼリーの製造、販売及び輸入の禁止、並びに回収をしており、我が国においても、消費者の安全確保のための緊急措置を早急にとるよう、強く申し入れる。

記

一、政府はこんにやくゼリーの安全性を確認するまで、その製造、販売・流通及び輸入を禁止し、現在流通しているこんにやくゼリーを直ちに回収するよう指示すること

一、政府は消費者及び都道府県・市町村・児童福祉施設・介護保険施設・関係団体に、こんにやくゼリーによる窒息の危険性について周知・警告すること

一、政府は、こんにやくゼリーの被害実態について調査し、かつその危険性について、早急に科学的に検証すること

一、政府はこんにやくゼリーのみならず、食品の安全性一般について、諸外国の対応措置等を調査し、更には、国際的な話し合いの場を設けるべく関係国際機関及び関係国に働きかけること

一、消費者庁設置法案、食品安全法をはじめとする関係法案を早期に提出・成立させること

以上